

命 令 書

申立人 ノースウエスト航空日本支社労働組合  
申立人 X  
被申立人 富里商事株式会社

主 文

- 1 被申立人は、申立人Xに対する昭和57年2月18日付けの解雇を取り消し、原職に復帰させるとともに解雇の日の翌日から原職復帰に至るまでの間、同人が受けるはずであった賃金相当額を支払わなければならない。
- 2 被申立人は、本命令書交付後1週間以内に、申立人ノースウエスト航空日本支社労働組合の代表者及び申立人Xに対し、別紙陳謝文と同一文言の文書をそれぞれ手交しなければならない。
- 3 被申立人は、本命令書交付後1週間以内に、上記陳謝文と同一文言を縦1メートル横2メートルの上質の白紙の表の全面にかい書で明りょうに墨書し、被申立人の経営する成田インターナショナルホテル（千葉県印旛郡富里町七栄650-35所在）の従業員食堂の壁の従業員が見易い位置に、10日間き損することなく掲示しなければならない。
- 4 その余の申立ては棄却する。

別 紙

陳 謝 文

ノースウエスト航空日本支社労働組合  
中央執行委員長 A1 殿  
X 殿

富里商事株式会社  
代表取締役 B1

当社が昭和57年2月18日付けでX殿を解雇したことが、労働組合法第7条1号及び3号に該当する不当労働行為であると、千葉県地方労働委員会において認定されました。

当社は、このことを深く陳謝するとともに、今後再びこのような行為をしないことを約束いたします。

昭和 年 月 日

(注：年月日は手交文書にあっては手交の日付けを、掲示文書にあっては、掲示の日付けをそれぞれ記入すること。)

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

(1) 被申立人富里商事株式会社（以下「会社」という。）は、申立外ノースウエスト航空会

社（以下「ノースウエスト」という。）の乗務員宿舎及び乗換旅客用室の管理業務を主たる目的としてノースウエストの100パーセント出資により設立された会社で、肩書地に本社を置き、成田インターナショナルホテル（千葉県印旛郡富里町七栄650-35所在、以下「ホテル」という。）を経営しており、本件申立時の従業員数は約90名である。

(2) 申立人ノースウエスト航空日本支社労働組合（以下「組合」という。）は、昭和35年6月に結成されノースウエスト及びホテルの従業員、その他航空関連事業に働く労働者の個人加入により組織されている単一組織の労働組合であって、肩書地に主たる事務所を置く外、事業所又は地域等の別により支部を設け、ホテルの支部（以下「ホテル支部」という。）等10支部を有しており、本件申立時の組合員数は、ホテル従業員24名を含め約400名である。

(3) 申立人X（以下「X」という。）は、昭和54年6月会社に入社し、ホテルでドライバーとして勤務してきたが、後記のとおり、昭和57年2月18日付けで解雇された。

この間、Xは昭和54年8月に組合に加入し、同年9月にホテル支部が結成されるとともに支部組合員となり、同年10月にホテル支部に闘争委員会がつくられてからはその闘争委員となり、ホテル支部組合三役の補佐役的な仕事を行ってきた。

## 2 労使関係

### (1) 組合の公然化と会社の応急対策

ア ホテル従業員は、労働条件に問題があるとして、昭和54年8月2日及び同月11日に組合の中央執行委員長A2（以下「A2委員長」という。）らと会合した結果、同月11日にA3及びA4の両名が、同月15日にA5が、それぞれ組合に加入したほか、9月2日頃までの間に合計約20名のホテル従業員が、組合規約所定の手続を経てそれぞれ組合に加入した。

イ 組合は、9月2日13時から臨時中央執行委員会を開催し、ホテル従業員である組合員がホテル支部を結成することを承認した。

同日夜会合したホテル従業員の組合員約20名は、ホテル支部を結成し、ホテル支部委員長にA5（以下「A5支部委員長」という。）同副委員長にA3、同書記長にA4（以下「A4支部書記長」という。）のホテル支部三役を選出した。

ウ 同月3日夜、当日加入した者を含めホテル支部組合員約30名は、ホテル支部の結成及びホテル三役の選任を再確認した。

エ 同月4日午後1時30分頃、A2委員長はホテルの事務室でホテルの総支配人B2（以下「B2総支配人」という。）と面会し、同人に「組合結成並びに役員の通知書」（以下「結成通知書」という。）を手渡し、ホテル支部の結成並びに支部三役の氏名を伝えて組合は公然化した。

オ 同日午後2時頃、B2総支配人は、客室部長B3（以下「B3部長」という。）料飲部長B4（以下「B4部長」という。）、経理部長B5（以下「B5部長」という。）及び総務課長B6（以下「B6課長」という。）をホテル本館1階にある自分の事務室に電話で招集し、同人らに、組合からホテル支部結成通知がなされたことを伝えた。また、同日午後6時過ぎ、B2総支配人、B3部長、B4部長、B5部長、B6課長、経理課長B7（以下「B7課長」という。）及び調理長B8は総務課の事務室があるホテル別館（通称アネックス）に参集した。席上、B2総支配人が「どこら辺に問題が

あって組合ができたのだ。」と詰問したところ、B3部長が「全くわからない。」と答えたので、B2総支配人は「君らは管理職としてなっちゃいねえじゃないか。」と言って、管理職としての部下の掌握に関する不手際を叱責し、「今後そういうことのないようにみんなをひっぱってゆけ。」と申し渡し、部下の組合員を組合から脱退させるように命じた。さらに、B2総支配人はその夜のうちに東京在住の会社の役員と協議して次の力の応急対策を決定した。

カ 翌9月5日朝、会社はB6課長を通じてA5支部委員長あての「通知並びに申入書」と題する書面（以下「申入書」という。）をもって、①結成通知書には9月4日支部を結成したとあるが同日の支部結成は真実か否か、また、規約に基づき適法な手続きによって支部役員を選出したか否かを文書によって回答されたい。②組合支部結成通知に当たり、何故組合支部規約を提出しないのか至急提出し、かつ、支部員数を通知されたい。③支部に所属する従業員名簿があれば提出を求める等のことを申し入れ、B6課長は、申入書の写を各職場の責任者に配布した。

キ B3部長は

- ① 9月5日午後零時頃、オペレーター室に行き、ホテル支部員であるオペレーターA6に「組合をやめる気はありませんか。」「考え直す気はないんだね。」などと言った。
- ② 同日午後1時頃、ホテルの2206号室で、ホテル支部員であるハウスキーピングのフロアスーパーバイザー（係長）A7に対し、「スーパーバイザーが組合に入るとは好ましくない、会社側に立ってほしい。」と言った。
- ③ 同日午後2時30分頃、ホテルの2206号室で、ホテル支部員であるA8に対し、「組合に加入したことについて、相談がなかったのは残念です。今からでも脱退する気はありませんか。」と言った。
- ④ 同日午後3時20分頃、オペレーター室の控室で、ホテル支部員であるチーフオペレーターA9に対し、「スーパーバイザーの組合への加入は、会社側につくべき立場の人間の行為として好ましくない。」と言った。

ク 一方組合は、9月5日午後1時頃から市川市の勤労福祉会館で定例代議員総会を開催して、ホテル支部の結成を正式に承認した。この総会の最中に上記脱退工作の情報が議場に伝えられた。なお、ホテル支部組合員数は同日までに約60名に達していた。

ケ 同日夜、東京にいたB2総支配人はB5部長、B4部長、B3部長、B6課長及び料飲課長B9（以下「B9課長」という。）を東京銀座の銀座東急ホテルに緊急招集し、職場のセクションごとの勤務表（月間ワークスケジュール）を持ち寄って、従業員一人一人について、組合加入、脱退の状況を点検させるとともに、管理職の不手際を重ねて叱責した。

コ 会社は、9月5日から同月13日までの間にB4部長、B9課長ら管理職がそれぞれ、ホテル支部組合員20数名に組合からの脱退を勧奨の上、ホテル支部委員長宛に作成させた脱退届を会社に提出させた上、一括して組合に郵送した。この結果、ホテル支部組合員約20名が脱退した。

(2) 組合ホテル支部結成後の労使関係

ア 9月6日、組合は、A5支部委員長との連名で会社に対し、B3部長が同月5日に

組合脱退工作をした件について、「会社管理職によるホテル支部組合に対する脱退工作について等」を議題とする団体交渉（以下「団交」という。）を申し入れたが、会社はこれに応じなかった。

イ 同月8日、組合は当委員会に対し、前記アの9月6日申し入れの団体交渉議題について、団体交渉の促進を調整事項とするあっせんを申請したが、会社は同月13日あっせんを拒否した。

ウ 同月11日、組合は、当委員会に対し、9月6日付け申し入れの団交拒否及び前記B3部長の脱退工作による支配介入について、不当労働行為救済申立てを行い、当委員会はこれを昭和54年(不)第3号の1（労働組合法第7条第2号部分（以下「2号事件」という。））と昭和54年(不)第3号の2（労働組合法第7条第3号部分（以下「3号事件」という。））とに分離して審査を行い、2号事件について昭和54年12月25日、3号事件について昭和55年7月22日、それぞれ救済命令（以下「初審命令」という。）を発した。会社はこれを不服として、中央労働委員会（以下「中労委」という。）にそれぞれ再審査を申立てた。

エ これより先、昭和54年10月27日、組合は、臨時代議員総会において、会社の前記脱退工作及び団交拒否に関してスト権を確立し、その実施についての時期、方法、手段はホテル支部の闘争委員会の決定に従うこととした。しかし、組合とホテル支部闘争委員会は、ホテル支部組合員中に組合経験の浅い者が多いこと、職場が乗換旅客等が利用する場所であること等の理由からストライキの実施を見合せていた。

オ 昭和55年2月29日、中労委は会社に対し、2号事件について、初審命令履行勧告書を発し、会社はその頃勧告書を受領したが、勧告に従わなかった。

カ 同年4月初め頃、組合は、回答期限を4月4日と指定した春闘要求書を会社に提出したが、会社はその翌日これを組合に返却した。そこで、ホテル支部闘争委員会は、その頃、会社が前記の如く中労委の履行勧告に従わなかったこと、春闘要求書を返却したことから前記スト権に基づき、ホテル支部組合員の職場における勤務時間帯の実情に即応して随時職場離脱の方法により時限ストライキ（以下「時限スト」という。）を行うことを決定した。

キ この決定に基づき、昭和55年4月8日15時30分頃組合は、会社に対し、文書をもって同日16時から18時までの時限ストを行なう旨の事前通告をなし、同日16時から18時まで時限ストを実施し、Xらを除き、A5支部委員長らホテル支部組合員16名がこれに参加した。

ク 4月10日、会社は、同日付けの警告並びに通告書（以下「第1回警告書」という。）をもってこの16名に対し、それぞれ、「貴殿は、昭和55年4月8日16時から18時まで勤務時間中職場から離脱し、業務を放棄し、業務に多大の支障を及ぼした。右行為は就業規則に違反し、懲戒の対象となる行為であり、はなはだ遺憾である。今後、かかる行為を繰り返さないよう厳重に警告するとともに、今後繰り返した場合は、会社は相当な処分をせざるを得ないことを予め警告並びに通告する。」旨通告した。

ケ 同月18日、組合は、会社に対し、口頭で、同日17時から19時まで時限ストを行う旨の事前通告をなし、同日17時から19時まで時限ストを実施し、Xらを除きA5支部委員長らホテル支部組合員14名がこれに参加した。

- コ 同月23日頃、会社は、同月23日付け警告並びに通告書（以下「第2回警告書」という。）をもって、この14名に対し、それぞれ、第1回警告書の文言と同趣旨の文言を含んだ警告並びに通告をした。
- サ 組合は、4月21日、22日、24日、30日、5月4日、5日、6日、7日、8日、9日、10日及び13日に会社に対し、それぞれ文書又は口頭により時限ストを行う旨の事前通告をして、それぞれ時限ストを実施し、Xを含むA5支部委員長らホテル支部組合員24名がこれに参加した。
- シ 5月15日頃、会社は同日付け警告並びに通告書（以下「第3回警告書」という。）をもって、この24名にそれぞれ第1回警告書と同趣旨の文言を含む警告並びに通告をした。
- ス 組合及び上記警告書を交付された各組合員は、当委員会に対し、それぞれ4月17日付け不当労働行為救済申立て（昭和55年（不）第1号）、4月30日付け不当労働行為救済申立て（昭和55年（不）第2号）、6月5日付け不当労働行為救済申立て（昭和55年（不）第3号）を行った。
- 当委員会はこの3件の申立てを併合して審査を行い、昭和55年12月24日救済命令を發した。会社はこれを不服として昭和56年1月19日中労委に再審査の申立てをした。
- セ 昭和56年3月9日、組合はホテル支部と連名で、回答期限を3月30日とした賃金引上げ等を含む労働協約の締結を要求内容とする'81春闘要求書を会社に提出したが、会社は回答指定日までに回答しなかった。そこで、組合は会社に対し、ホテル支部と連名で3月31日付けをもって、ついで4月2日付けをもって、それぞれこの要求書に基づく団体交渉を申し入れたが、会社はこれに応じなかった。
- ソ 同年5月13日、組合は、前記'81年春闘要求書に基づく団体交渉拒否に関し、当委員会に不当労働行為救済申立て（昭和56年（不）第3号）をなし、当委員会は、昭和57年2月3日救済命令を發した。
- タ 同年6月9日、組合は、ホテル支部結成以来、会社が団交拒否を続けている態度に抗議して6月9日から同月21日までの間に時限ストを実施し、ホテル支部組合員29名がこれに参加した。
- チ 同月25日頃、会社は、このストライキに参加したホテル支部組合員29名に対し、同月22日付けで、前記第1回警告書と同趣旨の文言を記載した「警告並びに通知書」を郵送し又は直接届けてその旨通告した。
- ツ 同月30日、組合は、この「警告並びに通告書」の撤回等を求め当委員会に不当労働行為救済申立て（昭和56年（不）第5号）をなし、当委員会は審査を開始した。
- テ 昭和57年2月18日、会社は、後記の如く就業規則を適用してXを解雇し、同年6月5日申立人らは本件救済申立てをした。
- ト これより先、中労委は、2号事件の再審査申立事件について、昭和55年6月4日、申立を棄却する命令（以下「再審査命令」という。）を發した。
- 会社はこれを不服として、同年7月24日東京地方裁判所（以下「東京地裁」という。）に再審査命令の取消を求める行政訴訟を提起（昭和55年（行ウ）第97号）したが、同裁判所は昭和57年1月19日会社の請求を棄却した。会社はこれを不服として同年2月12日東京高等裁判所に控訴を提起した。なお、中労委は東京地裁に対し、労働組合法第27

条8項に基づく緊急命令の申立てを行い、同裁判所は昭和55年10月31日、初審命令に従うべき決定を発している。

ナ なお、会社の就業規則は、次のように定められている。

#### 第70条（懲戒の種類）

懲戒は次の7種としその1又は2以上を併科する。

- 1 譴責 始末書を取り、将来を戒める。
- 2 減給 始末書を取り、その金額が1回について平均賃金の半日分、又は当該賃金支払期間の賃金総額の10分の1を越えない範囲において減給する。
- 3 停職 3ヶ月以内の期間を定めて停職し、その間給与の全額又は1部を支給しない。
- 4 出勤停止 始末書を取り、10日以内の出勤を停止しその期間中の賃金を支払わない。
- 5 降雇 現在以下の職務に変更しその職階の給与を支払う。
- 6 諭旨退職 退職願を提出するよう勧告し、これを提出しないときは懲戒解雇とする。
- 7 懲戒解雇 解雇の予告をしないで即時解雇するが、行政官庁の認定をうけないときは労働基準法第20条の解雇手続による。

#### 第72条（懲戒基準）

会社は従業員が次の1に該当する行為をしたときは懲戒する。

(1乃至6省略)

7 職務上の指示、命令に従わず職場の秩序を紊したとき

(8省略)

9 賭博、飲酒、風紀紊乱等により職務規律をみだした場合

(10、11省略)

12 他人に暴行脅迫を加え若しくは業務を妨害したとき

(13乃至16省略)

17 刑事上の罪によって訴追され会社の名誉信用を失墜し若しくは従業員としての汚名により職場規律を紊したとき

(18省略)

19 前各号に準ずる行為をなしたとき

前項各号の理由により会社に損害を与えた場合は懲戒処分の外に会社はその損害の全部又は一部を弁償させることがある。

### 3 本件解雇に至る経緯

(1) 55年5月5日の経過（以下「55.5.5事件」という。）

ア 午前の経過

- ㊦ 5月5日、組合は、同日付け争議通告書を会社に送付し、会社の団体交渉拒否及び春闘要求に対する無回答に抗議して、午前5時から終日ストライキを実施し、Xも参加した。
- ㊧ 午前8時頃、B2総支配人がオートバイで出社し、ホテル別館の幹部宿舎（以下

「アネックス」という。)に入ったところ、ホテル構内に集っていた組合員は、同人を追ってアネックスへ行き、A5支部委員長、組合の中央執行副委員長A10(以下「A10副委員長」という。)A4支部書記長ら組合幹部が玄関の呼び鈴を鳴らし面会を求めたが、同人はこれに応じなかった。この間、Xら他の組合員は宿舍の周辺で「B2出てこい、B2出てこい。」とシュプレヒコールをあげたり、あき缶をたたいたりしていた。

- ㊦ しばらくして、B5部長が、「この場を早く去りなさい。」と言いながらホテル本館からアネックスへ向って来たので、A10副委員長、A5支部委員長、A4支部書記長、支部副委員長A11(以下「A11」という。)ら組合員は、同人を取り囲んで「団体交渉に応じろ。」、「労働委員会の命令を守れ。」、「B2に会わせろ。」などと抗議した。この抗議の際、B5部長と組合員らとの体が接触することがあった。
- ㊧ その後、B2総支配人がアネックスから出てきて、歩いてホテル本館へ向かったので、A5支部委員長、A10副委員長、A11、Xらの組合員は、B5部長から離れ、アネックス脇の路上で同人を取り囲むようにして、団体交渉に応じるよう抗議したが、同人は、にやにやしなから無言のまま上を向いて、ホテル本館の方に歩いてってしまった。組合員は同人に寄りそって歩きながら抗議を続けたが、組合員と同人とが体を接触させることが何度かあり、同人がよろけることもあった。

#### イ 午後の経過

- ㊨ 午後零時頃、組合員は、ホテル構内給水塔付近で集会を開いた。集会には組合員約40名が参加し、午前中の報告並びに午後から団交申入書及び春闘要求書を会社に手渡す旨の確認がなされた。
- ㊩ 午後1時過ぎ、組合員約30名は、団交申入書及び春闘要求書を手渡すためホテル裏口にある従業員出入口でガードマンを通じてB2総支配人に面会を求めたが出入口は施錠されており、中からは何の応答もなかった。その後、組合員は、ホテル正面玄関に場所をかえて面会を求めたが、正面玄関も施錠されており、中からB5部長がハンドマイクで「退散しなさい。」、「退散しないと警察を呼ぶぞ。」などと大声で繰り返し怒鳴るだけで面会には応じなかった。

A2委員長が団交申入書を手渡そうとしたが、B5部長は、「文書だけであつたら郵送してくれてもよいし、ガラス扉の下から差し入れてもよい。」と言って受け取らなかった。A10副委員長が「団交申入書を持って来たのに、ドアのすき間から渡せとは何事だ、会って受け取るのが筋じゃないか。」と抗議すると、B5部長が裏口へ回るよう言ったので、組合員は従業員出入口に移動した。

- ㊪ しかし、裏口は相変わらず施錠されて誰も出て来なかったので、再び正面玄関に回った。そこでは会社が乗務員を送り出した後で、再び正面玄関は施錠されていた。組合員は、B3部長から「裏口へ回ればB5が会う。」と言われた。午後2時過ぎ、組合員が裏口の従業員出入口に移動すると、B5部長が中から出て来たので、A2委員長、A10副委員長、A5支部委員長らは会社のこれまでの組合に対する対応について謝罪するよう抗議したが、同人は、「渡すものがあれば渡しなさい。」と言うだけであった。この間、総務係長B10(以下「B10係長」という。)が、内部からガラス窓越しに現場写真を撮り始めたので、これに気付いた前記組合員らはB5部

長に抗議した。しかし、B 5 部長は、撮影の事実を否認したため、同組合員らは、同人に対し耳もとで大声をあげたり、顔をねじ曲げたりするなどして抗議した。Xは、他の組合員とともに少し離れた位置から「団交に応じろ、謝罪しろ、雑務部長。」などと大声で抗議していた。団交申入書は渡せる雰囲気ではなかったため、A 2 委員長及びA10副委員長が後日提出する旨述べて会社には渡さなかった。

ウ 6月13日、B 5 部長は、X、A 2 委員長、A 5 支部委員長ら8名を告訴したが、本件は不起訴となっている。

(2) 55年5月6日の経過（以下「55.5.6事件」という。）

ア 組合は、前日に引き続き午前5時から終日ストライキを実施し、Xも参加した。

イ 午後5時過ぎ、組合員約30名は、前日会社に渡せなかった春闘要求書及び団交申入書を手渡すためホテル裏口にある従業員出入口へ行き、面会を求めたが応答がなかったため正面玄関へ向った。正面玄関にはガードマンが数名おり鍵がかかっている中に入れない。そして中からB 5 部長が、ハンドマイクで「業務妨害だ。」「帰れ。」「警察を呼ぶぞ。」と大声で怒鳴るだけで、面会には応じなかった。

ウ 午後5時30分頃、Xは他の組合員とともに従業員出入口から表玄関前へ移動したが、ベルキャプテンC 1（以下「C 1」という。）が玄関前でチャーターバスで乗務員を空港へ送るため、バスの前に立ってバスの手すりに手をかけて中をのぞき込んでいた。C 1は、元ホテル支部組合員であったが脱退した人物で、脱退後は自ら率先して脱退工作をしていたので、Xは以前からC 1を快く思っていなかった。Xは、前日からのB 5 部長ら会社幹部の態度を不快に思っていたので、この気持とC 1に対する不快感から、同人をからかうつもりで同人の背後から「みんな集ったのですか。」と声をかけ、バスの中をのぞきながら右肩をC 1の背中に軽くぶつけた。C 1は、これに怒ってバスの入口から中をのぞいているXの背後に回り両手でXの背中を強く突き飛ばした。Xは、C 1に突き飛ばされ、バスの乗降ステップの一番上に手ついてやっと体を支えた。Xは、C 1に「何をするんだ。」と抗議し、飛びかかろうとしたがA11に後ろから抱きとめられたため、それができなかった。

エ C 1がXを突き飛ばした瞬間を近くにいた組合員は、これを見とがめて、Xに謝れと言いながらC 1を取り囲み、もみ合いになった。このトラブルは4、5分続いた。この間XもそばにいたがC 1が謝ったので組合員は納得し、囲みを解いてその場を離れた。

オ 5月8日、B10係長は、C 1を伴ってホテルの産業医の成田ステーションクリニックに行き、C 1は診察を受け、診断書もらった。診断書には、次のとおり記載されていた。「右眼窩部、両上腕部打撲、右側腹部擦過傷、右疾患の為通院加療 全治約1週間」

カ 6月13日、C 1は、X、A 5 支部委員長ら6名を告訴したが、後日、本件は不起訴となっている。

(3) 55年5月21日の経過（以下「55.5.21事件」という。）

ア 当日、組合は、会社に時限スト通告をして、午前中には7時50分頃から30分間、10時50分頃から30分間、2回ストを実施した。

イ 午後3時30分頃、Xは、C 1から料飲部長室へ呼ばれ、同人から「Xさんはいい人

だから組合員をやめてくれ。」と言われた。Xが黙っていると「団体交渉という意味を知っているか。」と言い、同人が「よく知らない。」と答えると、C1は、「ふざけないこのやろう。」と言った。Xは、「今、この時期こういうことをしたらどうなるかわかっているでしょうね。」と言って帰った。組合は、当時、脱退勧奨を受けたらストを行って抗議することに決定していた。

ウ 組合は、前記脱退勧奨に抗議のため、組合員10名余が参加して午後4時頃から20分間ストを実施しXも参加した。組合員は初め、ホテル2階の正面ロビーに座り込みを始めたが、B5部長ら管理職が繰り返し退去を求め、間もなく、正面玄関から乗務員が入って来たので、組合員は座り込みを止め、階段前のフロントオフィス入口付近に移動して立っていた。やがてB5部長ら管理職がそこへ来たので、組合員らは、大声で同人らに「早く団交に応じろ、何で団交に応じないのか。」などと抗議し、管理職らも大声で「退去しろ。」などと繰り返し、労使の間で押し問答となった。

エ 当日、Xら組合員は、組合本部から「手は絶対にあげちゃいけない。この会社は、何かあればすぐ警察を呼んだり、告訴したりする。」との指示を受けていたので、立っているときも前に腕組みをしたり、後ろ手に組むなどし、Xは後ろ手に組んでいた。Xは、B5部長がXを押して来たので、そばに階段があり危いと感じて、「押さないでくれ。」と抗議した。そのうちXは入口を背にしてB5部長と向き合い対峙する状態になった。労使の対峙した集団のそばにはガードマンが数人いた。B5部長のすぐ右横にはB10係長が立っていた。そしてXの背中のすぐ右斜め後ろにはB7課長がXの方を向いて立ち、Xから少し離れたところに調理長B11（以下「B11」という。）が入口の木製のドアから少し離れてXの方を向いて立つという位置関係になった。そのときガードマンがXとB5部長の間に割って入り、Xは、前からガードマンに押されて、右の胸の辺りに強く当たられ、そのあおりで後ろに半回転して前屈みになった。そのはずみにXの右肩がB11の腹部に強く当たった。その瞬間、B11は、後ろの木製ドアの戸板に大きな音を立ててぶつかったが、一呼吸してから音を立てずに頭をドアの戸板に置いたまま目だけ動かしてみんなをひととおり見た。そして、今度は背中をドアにつけてズルズルとしゃがみ込むようにしてその場に座り込んだ。

オ Xは、この出来事の前後を通じて、その現場でB11に対しては、何も一言も言わなかった。すると、B5部長が、Xに、「お前やったな。」と2、3回大声で言ったので、Xは、「何を言ってやがるんだ、お前が押したんじゃないか。」と抗議した。

カ B3部長は、総務部の指示で後日の証拠とするため、カメラを構えて前記エの現場の推移について人の動きの状態を始めから終わりまで、逐一何枚も撮った。

キ 5月22日、B11は出勤して、B10係長と一緒に成田ステーションクリニックに赴き、そこでホテル産業医C2（以下「C2医師」という。）の診察を受け診断書を書かせた。そのときB11はC2医師に「コンクリートの角で後頭部を打撲し、約30分間の意識喪失を生じた。」と説明し、嘔気がすると訴えた。ちなみに、上記クリニックは5月21日も通常どおりの診療を行っていた。同月22日付けC2医師の診断書（以下「C2診断書」という。）には「後頭部打撲 右疾患の為頭痛 嘔気を訴え レ線上一骨折等は認めず約一週間の安静加療を要すると思われる」となっている。

ク 同月27日、B11は、会社を早退しながらB2総支配人の指示に従いスーパーバイザ

- 一のC 3とともに午後5時頃から同11時頃までビールを中ジョッキ3、4杯飲んだ。
- ケ B 11は、同月30日、東京都済生会中央病院において、頭部外傷、頸椎捻挫の診断を受けて入院し、6月9日退院したが会社からの要請によりさらに約10日間自宅静養をした。
- コ 6月13日、B 11は、会社の方針に従い、C 2診断書を添えてXを暴行、傷害罪で成田警察署に告訴した。
- サ Xは、同署に逮捕され、取調べの上送検された。検察官は昭和56年7月16日「Xは上半身でB 11の上腹部に体当りを加え、その後頭部を事務室出入口の木柱に強打させる暴行を加え、よって同人に対し加療1週間を要する後頭打撲の傷害を負わせた。」として傷害罪で起訴した。
- シ B 11は、公判において、上記起訴事実に沿って証言し、B 7もこれに符合する趣旨の証言をしたが、千葉地方裁判所は、これらの証言を排斥の上「本件は、Xの右肩がB 11の胸部に打ち当たった事実は認められるが、押されて倒れかかったことによるもので暴行の故意を欠き、犯罪の証明がない。」として、昭和59年2月6日に無罪判決をなし、判決は、当時確定している。
- (4) 55年7月5日の経過（以下「55.7.5事件」という。）
- ア 当日、午後6時頃、Xは、奥のトイレへ行くため、ホテル一階男子従業員更衣室に入ったところ、B 11が自分のロッカー前で着がえをしているのを見かけたので、同人に近づき背後から言葉をかけ、55.5.21事件の告訴を取り下げるよう頼んだ。B 11は、一寸Xの方を振り向いたか、黙ったまま着がえを続け、にやけながらその顔面をXの鼻先まで近づけ、目を見据えるなどのいやがらせを2、3回繰り返した。
- Xは無視され、いやがらせをされたことに腹を立て、傍らに脱いであったB 11の作業靴を蹴った。B 11は、着がえを終えて一度出口のところまで行ったが、すぐ引き返して来て、また、顔面をXの鼻先まで近づけた。そのとき、Xは、右手でB 11の眼鏡のつるに手をかけ眼鏡は少しずれたが、B 11はすぐそれを直した。また、Xは、B 11がロッカーに鍵をかけ、今度はXの前を通過して出口に出る途中の同人の後頭部を平手で殴打し更に、同人の顔につばを吐きかけた。B 11は、ロッカールームから出ると、急に「こいつに殴られた。」と怒鳴りながら料飲部長室へ入った。XもB 11の後を追って行って中に入ったが、B 12仕入部長から「ここはお前の来るところではないから出ていけ。」と言われたため、そのままそこを出た。
- イ 会社はXに対し、同月8日付け「警告並びに通告書」を發し、処分を留保する旨通知し、B 11は、会社の方針に従い、同月11日、Xを告訴した。
- ウ Xは、昭和56年7月16日暴行罪で起訴され、59年2月6日罰金1万円、執行猶予2年の有罪判決を受け判決は確定している。
- (5) 55年10月16日の経過（以下「55.10.16事件」という。）
- ア 当日、午後4時頃、Xは、成田空港ターミナルビル一階南ウイング付近の路上で上司である空港番のC 4（以下「C 4」という。）とともにクルーの手荷物をバス後部の荷物スペースに積み込んでいたところ、クルーが途切れたため、C 4から早くバスを發車させるよう指示されたが、まだ全員は乗っていないと判断し、クルーが揃うのを待つため發車させなかった。その後、クルーが2、3人来たので、それらの荷物を積

み終え、全員揃ったと判断し、発車させるため、運転席へ戻るべくXがバス後部出入口から飛び降りようとした瞬間、外からC4が急に後部ドアを強く閉めた。後部ドアは、積み込みが終った後で、ドライバーが降りて外から閉める慣わしであった。タイミングが一寸くるえば、Xは怒らく大怪我をするところであった。そこでXは、「おまえ、おれのいることを知って本気でやったのか。」とC4にたずねた。するとC4は、「そうだ。」と答えたので、Xは頭にきて同人の後頭部をこづき、そして出入口から降りて運転席へ戻るとき、C4の前を通りその足の甲を踏んだ。これに対しC4は抗議したが、Xはそれにはかまわずそのままバスを発車させた。これまで、バスの発車については一般の乗客の場合には空港番が指示するが、クルーの場合にはドライバーの自主判断に委ねられていた。

イ 会社は、Xに対し、同月21日付け「警告並びに通告書」を発し処分を留保する旨通知した。

(6) 56年11月21日の件（以下「56.11.21事件」という。）

ア 当日、Xは、午後11時過ぎ従業員食堂において、ホテル支部組合員である女子従業員A12を個人的な問題が原因で、その顔面を殴打し、口から出血する怪我をさせた。しかし、本件については、Xが同女とホテル支部組合員に謝罪し、当事者間の話し合いで解決した。

イ 会社は、Xに対し、同年12月18日付け「警告並びに通告書」を発し、処分を留保する旨通知した。

## 第2 判断及び法律上の根拠

### 1 当事者の主張

被申立人は、次のとおり主張する。

Xは、後記2の解雇理由のとおり一連の暴力行為により会社の企業秩序を紊したので、被申立人は、企業秩序を維持するため就業規則を適用してXを解雇（以下「本件解雇」という。）したものであって、いずれも正当である。会社は、Xがホテル支部の闘争委員であるか否かは知らず、また、Xは、組合員ではあるが組合の三役執行委員等の中心的な活動家ではないから、本件解雇は、Xの組合活動とは何らの関係なく、Xに対する不利益取扱い若しくは組合に対する支配介入には該当せず、不当労働行為を構成しない。

これに対し、申立人らは、次のとおり主張する。

会社は、昭和54年9月の組合公然化以来、組合を敵視し続けており、会社の主張する解雇理由は、後記2のとおり不当であって、本件解雇は、組合のホテル支部闘争委員となりホテル支部三役の補佐役として熱心に組合活動をしたXを嫌悪し、同人を職場から排除して、組合を弱体化することを狙ったものであり、Xに対する不利益取扱いであると同時に、組合に対する支配介入であって、不当労働行為に該当する。

よって、以下判断する。

### 2 解雇理由の当否

(1) 55.5.5事件について

ア 午前の経過

被申立人は、Xは①午前8時頃、ホテルアネックス前で、B5部長に対し、暴言を吐きながら体当たりを繰り返し、②その直後、本館へ出勤途上のB2総支配人の進路

を遮り同人を金網に押しつけ暴言を吐き、同人を小突き廻す乱暴を働いた。これは就業規則第72条12号に該当すると主張し、申立人らは①について暴言、体当りの事実②について乱暴、暴言の事実はないと主張する。

(ア) 前記認定(第1.3.(1)ア)のとおり、㊦組合は、5月5日スト通告をして会社の団交拒否及び春闘要求に対する無回答に抗議し、同日午前5時から終日ストを実施し、Xも参加した。㊧午前8時頃、B2総支配人が出社してアネックスに入ったので、A5支部委員長、A10副委員長らは同人に面会を求めためアネックス入口に行き、呼び鈴を鳴らしたが、同人は出て来なかった。Xは、他の組合員らとアネックス周辺で、「B2出てこい。」「B2出てこい。」とシュプレヒコールをあげていた。㊨しばらくして、B5部長が、ホテル本館からアネックスへ向って来たので、A10副委員長、A5支部委員長、A11らの組合員は、同人を取り囲み、同人に対し、「団体交渉に応じろ。」「労働委員会の命令を守れ。」「B2に会わせろ。」などと抗議したが、抗議の最中、同組合員と同人との体が接触することがあった。㊩そして、Xは、審問(第11回)において「B5が出て来たことも記憶にない。」と証言している。乙第6号証(B5陳述書)の記載中及び審問における証人B10の証言(以下「B10証言」という。)(第16回審問)中に①の主張に沿う部分があるが措信し難い。してみると、XがB5部長に暴言を吐いたことはなく、会社の主張は採用し難い。

(イ) 前記認定(第1.3.(1)、ア)のとおり、その後、B2総支配人がアネックスから出てきて、歩いてホテル本館に向ったので、A5支部委員長、A10副委員長、A11、Xらの組合員は、B5部長から離れ、B2総支配人を取り囲んでから、組合員らと同人とが体を接触させることが何度かあり、同人がよろけたものである。しかし、体がお互いに接触したり、同人がよろけたりしたのは、同人が、にやにやしながら無言のまま組合員らを見無視しながら上を向いて歩き続けたことにも起因している。同人が組合員らに対して立ち止って何らかの返事をするとか、足下に注意して歩くとかしていたならば、組合員らと体を接触したり、よろめいたりすることはなくて済んだかも知れないし、体を接触したり、よろめいたりした原因が生じたことには、同人にも責任の一半があるものと解するのが相当である。②の主張事実について、Xは、審問(第11回)において、「その事実はない。」「腹が立つ。」と証言している。乙第6号証の記載中及びB10証言(第16回審問)中に②の主張に沿う部分があるが俄かに措信し難い。仮に、Xの体が同人に接触したことがあったとしても、前記説示のとおり、その責任の一半は同人にもあると解するのが相当であり、Xのみに責任を負わせることはできない。

#### イ 午後の経過

会社は、Xは午後2時15分頃、ホテル従業員出入口付近で他の組合員らとともにB5部長を囲み、同人の顔面に激しくつばを繰り返して吐きかける等の乱暴をした。これは就業規則第72条12号に該当すると主張し、申立人らはその事実はないと主張する。

前記認定(第1.3.(1)イ)のとおり、午後2時過ぎ、組合員約30名が従業員出入口付近で中から出て来たB5部長に面会できたとき、A2委員長らは、同人に対し会社のこれまでの対応について謝罪するよう抗議している最中に、B10係長から写真を撮影されたことに端を発して、A2委員長らがB5部長の耳もとで大声をあげ、顔を

ねじ曲げたりなどした。Xは、他の組合員らとともに少し離れた位置から「団交に応じろ、謝罪しろ、雑務部長。」などと大声で抗議をしていた。Xは、第11回審問では「自分はB 5の傍には行かなかった。一番近くて、2メートルくらい先にいた。」と証言し、また、第14回審問では「自分とB 5の間には組合員が大ぜいいた。」と証言している。乙第6号証の記載中及び第16回審問におけるB 10証言中に、会社の主張に沿う部分があるが措信し難く、乙第7号証の1乃至6（現場写真）をもってしても、前記認定を左右することは出来ず、他に会社の主張を認めるに足る疎明はない。

ウ してみると、55.5.5事件をもって解雇理由とすることは不当であり、会社の主張は採用できない。

(2) 55.5.6事件について

被申立人は、Xは、①午後5時40分頃、ホテル玄関前でホテルバスの見送りをしていたC 1に背後から体当たりして、同人をバスに接触しそうにならせ、②更に他の組合員と共に同人を取り囲み、暴行を加え、通院加療全治約一週間を要する傷害を負わせた。これは就業規則第72条12号に該当すると主張し、申立人らはこの事実はないと主張する。

ア 前記認定（第1.3.(2)）のとおり、組合は、前日に続き当日も終日ストを実施し、Xもこれに参加し、Xが右肩をC 1の背中に軽くぶつけ、C 1がこれに怒ってXを強く突き飛ばしたため、Xが「何をするんだ。」と抗議して同人に飛びかかろうとしたが、A11に止められてそれか出来なかった。Xがからかうつもりで右肩をC 1の背中にぶつけたことについては、Xは咎められるべきであるが、反面C 1もその場でXを背後から強く突き飛ばして仕返しをしたのであるから、Xが仕かけたことについてはC 1の仕返しによって一応問題は片付いたと解するのが相当である。

イ 近くにいた組合員がC 1を取り囲んで、もみ合いとなったが、C 1がXに謝ってトラブルは治まった。また、C 1は、B 10係長に連れられて行った病院から診断書を貰い、それには通院加療全治約一週間を要する傷害があると記載されているが、この傷害を会社が主張するように組合員らと一緒にXが負わせたとは断言するには躊躇せざるを得ない。けだし、Xは、C 1から仕返しを受けたので怒ってC 1に飛びかかろうとしたが、A11に後ろから抱きとめられて、それができなかったからである。もみ合いのトラブルが続いた間、Xはそのそばにいることはいたが、直接XがC 1に暴行を加えたかどうかは判然としない。乙第10号証の1乃至5（現場写真）を見てもXがこの集団の中に含まれているとは即断できない。乙第12号証（C 1陳述書）の記載中及び審問（第17回）におけるB 10証言中に、会社の主張に沿う部分があるが、措信し難く、他に会社の主張を認めるに足る疎明はない。

ウ してみると、55.5.6事件を解雇理由とすることは不当であって、会社の主張は採用できない。

(3) 55.5.21事件について

被申立人は、次のとおり主張する。

Xは、①午後4時頃、従業員10数名とともに無断で職場を放棄し、ロビーで客の前で座り込み、大声をあげて騒ぐなどして業務妨害を行った後②B 11調理長に対し、「お前が来てからキッチンが悪くなった。」などと暴言を吐き、やにわに低い姿勢で右肩から同人に激突し同人の頭部をフロントオフィス扉の木枠の角に衝突、転倒させて頭部外傷、頸

椎捻挫の傷害を負わせ、頭痛、嘔気、食事不能、入院治療一週間の被害を与えた。③この暴行傷害事件の結果、警察署に逮捕、送検の上起訴された。これは就業規則第72条12号、17号、19号に該当する。

これに対し、申立人らは①、②の事実はなく、③については無罪の判決を受けたと主張する。

ア 前記認定（第1. 3. (3)ア、イ、ウ）のとおり午後3時30分頃、Xは、C1から料飲部長室に呼ばれ「Xさんはいい人だから組合員をやめてくれ。」などと言われて、組合脱退を勧奨されたがこれを断った。組合は、当時、脱退勧奨を受けたらストを行って抗議することに決定していたので、組合は、会社の上記脱退勧奨に対し抗議するため、午後4時頃から組合員10余名が参加してストを実施し、Xも参加した。

組合員は初め、ホテル2階の正面ロビーに座り込みを始めたため、B5部長らから繰り返し退去要請をされていたが、間もなく正面玄関から乗務員が入って来たので座り込みを止め、階段前のフロントオフィス入口付近に移動して立ったままで、B5部長らに大声で「早く団交に応じろ、何で団交に応じないのか。」などと抗議していたものであるから、必ずしも業務を妨害したとはいえないのみならず、具体的に如何なる業務を妨害したかの主張、立証もない。また、ストには通常職場放棄を伴うものであるから異とするに足りない。

よって、①の主張は採用できない。

イ Xの右肩がB11の腹部に強く当たった瞬間の状況並びに当たるまでの成り行きについては、前記認定（第1. 3. (3)、エ）のとおりである。よって、先づXが故意に右肩をB11の腹部に強く当てたものであるか否かについて検討する。

㊦ Xは、フロントオフィス入口を背にしてB5部長と向き合い、対峙する状態であった。B11は、ドアとXとの間に立っていて、Xの方に向かいそのどちらとも少し離れた位置関係にあった。

㊧ この位置関係になる少し前には、Xは、B5部長が押して来たので、そばには階段があり危いと感じて「押さないでくれ。」と抗議していることからみると、XとB5部長とは、向き合ったまま多少対峙の方向、位置が動いて、Xとしては、入口を背にして、前面にはB5部長、B10係長らがおおり、背面にはB7課長、B11らがおいて、管理職に取り囲まれた格好になっていることからすると、Xは、B11がいることに気付いていたと推認される。

㊨ Xは、前からガードマンに押され右の胸の辺りに当てられて半回転し、前屈みになっていることから考えると、ガードマンの当たり方は相当強く、そのあおりでXの体は平衡を失って、その右肩がB11の腹部を強く打ったものと考えられ、Xにとってはガードマンに割り込まれて、強く当たって来られたことは、予測外の不意の出来事であったと推認される。

㊩ Xは、ガードマンに右の胸の辺りに強く当たられ、また、B11の腹部に当たったXの体も右肩であることから考えると、Xがガードマンに当たられたあおりで半回転して前屈みになったことは不自然ではない。

㊪ Xは、B11がその場に座り込んだとき、B5部長から「お前やったな。」と2、3回大声で言われて「何を言ってるんだ、お前が押したんじゃないか。」とやり

返している。ガードマンに割って入られての出来事であることからすれば「お前が押したんじゃないか。」とのXの発言は、事実と相違しているか咄嗟の瞬間の抗議の意思の表現であり、原因を辿ればB5部長らがXらを押したことから始めて起った事柄であるので、発言の相違は理解できる。

㊦ Xがこの出来事の前後を通じて、B11に対しては何も一言も言わなかったことは、前記認定（第1.3.(3).オ）のとおりである。従って、XがB11に対し暴言を吐いたとの主張は事実と反する。乙第19号証（B7陳述書）の記載中及び審問（第17回）におけるB10証言中に、それぞれ会社の主張に沿う部分があるかいずれも措信し難い。

㊧ 以上を総合すれば、Xの右肩がB11の腹部に強く当たったことは、Xにとってはガードマンに割り込まれて強く当たられたという予測外のことに起因する事故であると解するのが相当である。従って、Xは、故意にやったものではないと判断する。よって、この点に関する会社の主張は、理由がなく採用し難い。

㊨ B11が上記事故によりC2医師から、後頭部打撲との診断を受けたことは、前記認定（第1.3.(3).キ）のとおりであるが、仮にC2診断書の記載が事実であるとしても、上記判断のとおりXの故意に基づくものではないのであるから、Xの故意に基づくことを理由とする会社の主張は、前提を欠き、採用することはできない。

㊩ してみると、会社の㊨の主張は、結局理由がないことになり採用できない。

ウ 次に会社の㊢の主張について判断する。

㊰ B3部長が本件事故の発生を始めから終わりまで、これを逐一何枚ものフィルムに納めたこと、B11が本件事故発生の翌日から、Xを成田警察署に告訴するまでの経過並びにXが同署から逮捕、取調べの上送検され検察官から昭和56年7月16日この事故を傷害罪として起訴されたことは、前記認定（第1.3.(3).カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ）のとおりである。

㊱ 会社は、本件事故の発生する前から、事故発生に備えて、B3部長にカメラを構えさせて、本件事故現場における人の動きの推移を逐一何枚ものフィルムに納めさせ、成田ステーションホテルクリニックは、5月21日も通常通り、診療を行っていたにもかかわらず、B11は、当日は受診せず、翌22日会社に出勤して、事故発生時に自分のすぐそばにいて、事故の推移を知っていたB10係長と一緒に上記クリニックに赴き、ホテルの産業医であるC2医師に「コンクリートの角で後頭部を打撲し、約30分間の意識喪失を生じた。」と嘘をつき、C2診断書には「後頭部打撲、約一週間の安静加療を要する等」と記載されているにもかかわらず、一方においては、同月27日には早退しながら、B2総支配人の指示に従いスーパーバイザーC3とともに、午後5時頃から同11時頃まで6時間もの間ビールを中ジョッキ3、4杯飲み、一週間の安静加療を要する怪我人のすることとは到底考えられないような常軌を逸した行動をなし、会社の方針に従って告訴をした等の経緯をみると、会社とB11は相図って事故をねつ造して、Xを告訴し、起訴公判まで追い詰めた疑いがある。以上のような経過を辿った逮捕、送検、起訴をもって、解雇の理由とすることは、不当であり会社の㊢の主張は、これを採用することはできない。

エ してみると、55. 5. 21事件をもって解雇理由とすることは不当であり、会社の主張は採用できない。

(4) 55. 7. 5事件について

被申立人は、Xは、6時10分頃、ホテルの男子ロッカールーム内で、更衣中のB11調理長に対し、「告訴したのかしないのか、告訴などしたらテメーぶっころすぞ。」と脅迫し、同人の顔面につばを吐きつけ、同人の後頭部を手で3回殴打するなどの暴行、強迫を行った。これは就業規則第72条12号に該当すると主張する。これに対し、申立人らは、強迫した事実はなく、Xが告訴を取り下げるよう頼んだのに対し、B11は、それには答えず無視して着がえを続けながら、Xが話している最中に、にやにやしながら自分の顔をXの鼻先まで近づけていやがらせをしたので、Xは腹立たしくなり、そばにあったB11の靴を軽く蹴ったに過ぎない。B11は、着がえを終え、一旦、ロッカールームの出口まで行きながら戻って来て、また、その顔をXの鼻先に近づけ、いやがらせを繰り返したので、Xは、B11の眼鏡のつるに手をかけたことはあるが、眼鏡は少しずれただけであったことと、B11が再び出口に向ったとき、B11の後頭部を1回だけ殴ったに過ぎない。会社の主張は事実を誇張している。と主張する。

ア 前記認定（第1. 3. (4)、ア）のとおり、Xは、B11の作業靴を蹴り、眼鏡のつるに手をかけ、後頭部を1回殴打し、更に顔面につばを吐きかけた。Xのこれらの行為自体はもとよりそのまま見過ごさるべき筋合ではない。しかし、Xがこのような行為に及んだ原因は、B11の挑発行為にある。55. 5. 21事件がまだ解決しておらず、両者間にまだ感情の高ぶりが続いていたとはいえ、B11としては何か一言ぐらいは答えてやってもよかったにもかかわらず、無言のまま顔を鼻先まで近づけ、見据えるなどのいやがらせをされれば、Xならずとも誰でも怒りたくなるのは人情である。

イ 会社は、本件について、Xから拒否され事情聴取を行っていないが、55. 5. 21事件の告訴に、本件の告訴の追い打ちをかけさせたものと考えられる。従って、本件事実をもって、直ちに解雇理由とすることは不当であり、会社の主張は理由なく採用できない。

(5) 55. 10. 16事件について

被申立人は、Xは、午後4時頃、成田空港南ウイング付近路上において、上司であるC4のバス発車の業務指示に反抗し、同人の左頬を殴打したうえ、更に靴でわざと同人の足の甲を強く踏みつけるなどの暴行をした。これは就業規則第72条7号、12号に該当すると主張する。これに対し申立人らは、次のとおり主張する。Xは、C4の業務指示に反抗したことはない。乗客がクルーの場合はドライバーの自主判断で発車する慣わしであったので、Xは、指示を受けた時点では、クルーはまだ全員は乗っていないと判断し、その後2、3人来た時点で、全員揃ったと判断して発車した。また、同人の左頬を殴ったことはない。Xは、C4からバスの後部ドアを外から本気で急に思い切り強く閉められ、一寸タイミングが狂えば恐らく大怪我をさせられているところであったと直感したので、癪にさわり同人の頭を1回軽く殴ったに過ぎない。靴で足の甲を踏んだのは偶然のことであって、わざとしたことではない。

ア 前記認定（第1. 3. (5)）のとおり、Xは、C4からバスを発車させるよう指示を受けたが発車させなかった。しかし、Xは、指示を受けた時点ではクルーはまだ全員

は乗っていないと判断し、その後、2、3人来て、それらの荷物を積み終った時点で全員揃ったと判断し発車している。これまで、クルーが乗客の場合のバスの発車はドライバーの自主判断に委ねられていたのであるから、Xが業務指示に反抗したとは言えない。

イ また、Xは、後部出入口から降りようとした瞬間にドアを急に思い切り強く閉められているから、Xがタイミングが一寸狂えば大怪我をするところであったと直感したとしても無理はない。そこで、「本気でやったのか。」とC4に抗議したら「そうだ。」とC4に言われ頭にきて、頭を1回殴った。従って、Xは、業務指示に反抗して殴ったのではない。

ウ しかし、頭を殴ったことには批判の余地はあるが、前記説示の如く、C4が「本気でやったのか。」と尋ねられて「そうだ」と返事をしたのでXが頭にきて、1回殴ったことも頷けなくはない。

エ 足の甲を踏んだことについて、わざとか、偶然かの争いがあるが、頭を1回殴った直後のその場で起ったことであり、仮にわざとであったとしても、これらの行為をもって解雇の理由とすることは許されない。

オ 以上を総合すれば、本件をもって解雇理由としたことは不当であり、会社の主張は採用できない。

(6) 56. 11. 21事件について

被申立人は、次のとおり主張する。即ち、Xは、11時5分頃、従業員食堂において、女子従業員A12の顔面を殴打する等の暴行を加えて同人に傷害を負わせ、もって①社の施設内で会社従業員に対し暴力行為をなし、②先に55. 5. 21事件及び55. 7. 5事件について、傷害、暴行罪により昭和56年7月16日起訴され公判中の身であるにもかかわらず、更に同種の暴力行為をなしたものである。これは就業規則第72条、12号、17号、19号に該当する。一方、申立人らは、次のとおり主張する。即ち、本件は、XとA12との男女間のプライバシーが原因で起ったもので、会社と関係なく個人的な問題であり、しかも、Xが謝罪し、当事者間では話し合いにより解決した。従って、本件をもって直ちに解雇理由とすることは、個人間の問題を殊更大きく見せかけんとするものである。

ア 前記認定(第1. 3. (6))のとおり、11時5分頃、Xは、従業員食堂においてA12を殴打して、同人に口中から出血する怪我をさせたこと、会社施設内における暴行であることは、会社主張のとおりであって、この点については申立人らもこれを認めるところである。

イ しかし、二人の間の個人的な感情のもつれから起ったささいな事件について、すでに、本人の謝罪によって解決しているにもかかわらず、殊更にとりあげたのは、組合活動に動揺を与えようとする会社の意図であると推認される。

ウ 会社主張の起訴事件は、会社の方針に基づいて起こされたものであることは、前記判断(3)、(4)のとおりである。

エ 以上を総合すれば、本件をもって直ちに解雇理由とすることは不当であり、会社の主張は採用し難い。

3 不当労働行為の成否

(1)ア 前記認定(第1. 2. (1))のとおり、会社は、昭和54年9月4日、A2委員長か

ら組合公然化の結成通知書を受け取ると、早速応急の労務対策を決定し、B 3部長らをしてホテル支部組合員の脱退工作に取りかかり、9月5日当時、約60名に達していたホテル支部組合員を10日足らずのうちに約20名を脱退させた。

- イ 前記認定(第1. 2. (2))のとおり、9月6日、組合は、上記脱退工作に抗議するための団交を会社に申し入れたが、会社がこれに応じなかったため、組合は、当委員会に団交応諾等を求める不当労働行為救済申立(昭和54年(不)第3号の1、同第3号の2)をなし、当委員会は、救済命令を発したが、会社は、これを不服として再審査申立、行政訴訟提起の手段により組合に抵抗し、また、その間、会社は、つぎつぎに不当労働行為を重ね、そのため当委員会に係属した救済申立事件(昭和55年(不)第1号、同第2号、同第3号、昭和56年(不)第3号、同第5号)についても、当委員会の発した救済命令を不服として再審査に持ち込むなどして組合への抵抗を続け、殊に、2号事件について、東京地裁が発した緊急命令にも従わなかった。
- ウ 上記の事実を総合すれば、会社は、申立人組合を嫌悪していることは明らかである。
- (2)ア 前記認定(第1. 3. (1)、(2))のとおり、会社は、B 5部長が55. 5. 5事件当日、XをA 2委員長、A 5支部委員長ら7名とともに当日のストに参加している事実を前提として、55. 5. 5事件について、昭和55年6月13日に告訴し、C 1が55. 5. 6事件当日、XをA 5支部委員長ら5名とともに当日のストに参加している事実を前提として、同じく6月13日に告訴していることを当然知悉しているものと推認される。
- イ 55年5月5日及び6日の各ストはいずれも、会社の団交拒否及び'80春闘要求に対する無回答に抗議して組合がこれを実施したものであるから、会社は、Xが前記説示のとおりA 2委員長、A 5支部委員長らとともにストに参加していることを知っているわけである。
- ウ また、前記認定(第1. 3. (3))のとおり、55. 5. 21事件当日、C 1は、Xに対し、「Xさんはいい人だから組合員をやめてくれ。」「団体交渉という意味を知っているか。」などと発言し、更に、Xの「よく知らない。」との答えに対し、「ふざけんじゃない、このやろう。」と発言しているが、C 1は、Xが団体交渉の意味を解していることを知りながら、Xを組合から脱退させるためこれらの発言をしたものと推認される。
- エ してみると、会社は、Xが、ホテル支部の闘争委員であることは知らなくともXが少なくとも前記のとおりA 2委員長、A 5支部委員長らとともに、会社に対し団交拒否及び'80春闘要求無回答に抗議するためのストに参加して、熱心に組合活動をしていることを十分知悉した上で、C 1は、Xに組合脱退を勧めたものと解するのが相当である。
- (3) 以上総合すれば、会社は、組合を嫌悪するとともに、Xの熱心なる組合活動を嫌悪して、最初組合脱退を勧奨したが、これを拒否されたので、会社の企業外に排除することを決意して解雇に踏み切ったものであり、本件解雇は、Xに対する不利益取扱いであると同時に組合に対する支配介入であって、労働組合法第7条1号及び3号に該当する不当労働行為である。
- (4) 申立人らは、救済方法として、日刊紙への陳謝文の掲載その他を求めているが、主文の救済で足りると思料する。
- よって、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条を適用して、主文のとおり命令す

る。

昭和61年2月12日

千葉県地方労働委員会  
会長 新 垣 進